

○社会教育法

第一章 総則

(略)

(国及び地方公共団体の任務)

第三条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たっては、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、第一項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする。

(平一三法一〇六・平二〇法五九・一部改正)

(略)

(市町村の教育委員会の事務)

第五条 市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

一 社会教育に必要な援助を行うこと。

二 社会教育委員の委嘱に関すること。

三 公民館の設置及び管理に関すること。

四 所管に属する図書館、博物館、青年の家その他の社会教育施設の設置及び管理に関すること。

五 所管に属する学校の行う社会教育のための講座の開設及びその奨励に関すること。

六 講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。

七 家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びに家庭教育に関する情報の提供並びにこれらの奨励に関すること。

- 八 職業教育及び産業に関する科学技術指導のための集会の開催並びにその奨励に関すること。
 - 九 生活の科学化の指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
 - 十 情報化の進展に対応して情報の収集及び利用を円滑かつ適正に行うために必要な知識又は技能に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
 - 十一 運動会、競技会その他体育指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
 - 十二 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関すること。
 - 十三 主として学齢児童及び学齢生徒(それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。)に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること。
 - 十四 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。
 - 十五 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。
 - 十六 社会教育に関する情報の収集、整理及び提供に関すること。
 - 十七 視聴覚教育、体育及びレクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に関すること。
 - 十八 情報の交換及び調査研究に関すること。
 - 十九 その他第三条第一項の任務を達成するために必要な事務
- 2 市町村の教育委員会は、前項第十三号から第十五号までに規定する活動であつて地域住民その他の関係者(以下この項及び第九条の七第二項において「地域住民等」という。)が学校と協働して行うもの(以下「地域学校協働活動」という。)の機会を提供する事業を実施するに当たつては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第一号に掲げる事務(以下「特定事務」

という。)を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(以下「特定地方公共団体」という。)である市町村にあつては、第一項の規定にかかわらず、同項第三号及び第四号の事務のうち特定事務に関するものは、その長が行うものとする。

(昭二八法二一一・昭三四法一五八・平一一法八七・平一三法一〇六・平二〇法五九・平二九法五・令元法二六・一部改正)

(都道府県の教育委員会の事務)

第六条 都道府県の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、前条第一項各号の事務(同項第三号の事務を除く。)を行うほか、次の事務を行う。

- 一 公民館及び図書館の設置及び管理に関し、必要な指導及び調査を行うこと。
 - 二 社会教育を行う者の研修に必要な施設の設置及び運営、講習会の開催、資料の配布等に関する事。
 - 三 社会教育施設の設置及び運営に必要な物資の提供及びそのあつせんに関する事。
 - 四 市町村の教育委員会との連絡に関する事。
 - 五 その他法令によりその職務権限に属する事項
- 2 前条第二項の規定は、都道府県の教育委員会が地域学校協働活動の機会を提供する事業を実施する場合に準用する。
- 3 特定地方公共団体である都道府県にあつては、第一項の規定にかかわらず、前条第一項第四号の事務のうち特定事務に関するものは、その長が行うものとする。

(昭二八法二一一・昭三六法一六六・昭四二法一二〇・平一一法八七・平二〇法五九・平二九法五・令元法二六・一部改正)

(略)

(地域学校協働活動推進員)

第九条の七 教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熟意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。

- 2 地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

(平二九法五・追加)

第三章 社会教育関係団体

(昭二六法一七・旧第二章繰下)

(略)

第五章 公民館

(昭二六法一七・旧第四章繰下)

(目的)

第二十条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(公民館の設置者)

第二十一条 公民館は、市町村が設置する。

2 前項の場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人(以下この章において「法人」という。)でなければ設置することができない。

3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

(昭三四法一五八・平一八法五〇・一部改正)

(公民館の事業)

第二十二条 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

- 一 定期講座を開設すること。
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

(昭二八法二一一・平一一法八七・一部改正)

(公民館の運営方針)

第二十三条 公民館は、次の行為を行つてはならない。

- 一 もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させ、その他営利事業を援助すること。
- 二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。

2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教

団を支援してはならない。

(____の部分は「営利事業」とすべきものと思われる。)

(公民館の基準)

第二十三条の二 文部科学大臣は、公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営上必要な基準を定めるものとする。

2 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、市町村の設置する公民館が前項の基準に従って設置され及び運営されるように、当該市町村に対し、指導、助言その他の援助に努めるものとする。

(昭三四法一五八・追加、平一一法一六〇・一部改正)

(公民館の設置)

第二十四条 市町村が公民館を設置しようとするときは、条例で、公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない。

(昭三一法一六三・一部改正)

第二十五条及び第二十六条 削除

(昭四二法一二〇)

(公民館の職員)

第二十七条 公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。

2 館長は、公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する。

3 主事は、館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる。

(昭三四法一五八・一部改正)

第二十八条 市町村の設置する公民館の館長、主事その他必要な職員は、当該市町村の教育委員会(特定地方公共団体である市町村の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた公民館(第三十条第一項及び第四十条第一項において「特定公民館」という。))の館長、主事その他必要な職員にあつては、当該市町村の長が任命する。

(昭三四法一五八・平一一法八七・平二六法七六・令元法二六・一部改正)

(公民館の職員の研修)

第二十八条の二 第九条の六の規定は、公民館の職員の研修について準用する。

(昭三四法一五八・追加)

(公民館運営審議会)

第二十九条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

(昭三四法一五八・平一一法八七・一部改正)

第三十条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会(特定公民館に置く公民館運営審議会の委員にあつては、当該市町村の長)が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

(昭三一法一六三・平一一法八七・平一三法一〇六・平二三法一〇五・令元法二六・一部改正)

第三十一条 法人の設置する公民館に公民館運営審議会を置く場合にあつては、その委員は、当該法人の役員をもつて充てるものとする。

(平一一法八七・一部改正)

(運営の状況に関する評価等)

第三十二条 公民館は、当該公民館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき公民館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(平二〇法五九・全改)

(運営の状況に関する情報の提供)

第三十二条の二 公民館は、当該公民館の事業に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該公民館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(平二〇法五九・追加)

(基金)

第三十三条 公民館を設置する市町村にあつては、公民館の維持運営のために、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条の基金を設けることができる。

(昭三八法九九・一部改正)

(特別会計)

第三十四条 公民館を設置する市町村にあつては、公民館の維持運営のために、特別会計

を設けることができる。

(昭三一法一六三・一部改正)

(公民館の補助)

第三十五条 国は、公民館を設置する市町村に対し、予算の範囲内において、公民館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

(昭三四法一五八・全改)

第三十六条 削除

(昭三四法一五八)

第三十七条 都道府県が地方自治法第二百三十二条の二の規定により、公民館の運営に要する経費を補助する場合において、文部科学大臣は、政令の定めるところにより、その補助金の額、補助の比率、補助の方法その他必要な事項につき報告を求めることができる。

(昭三八法九九・平一一法一六〇・一部改正)

第三十八条 国庫の補助を受けた市町村は、左に掲げる場合においては、その受けた補助金を国庫に返還しなければならない。

- 一 公民館がこの法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基いてした処分に違反したとき。
- 二 公民館がその事業の全部若しくは一部を廃止し、又は第二十条に掲げる目的以外の用途に利用されるようになったとき。
- 三 補助金交付の条件に違反したとき。
- 四 虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

(法人の設置する公民館の指導)

第三十九条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、法人の設置する公民館の運営その他に関し、その求めに応じて、必要な指導及び助言を与えることができる。

(昭三一法一六三・平一一法一六〇・一部改正)

(公民館の事業又は行為の停止)

第四十条 公民館が第二十三条の規定に違反する行為を行つたときは、市町村の設置する公民館にあつては当該市町村の教育委員会(特定公民館にあつては、当該市町村の長)、法人の設置する公民館にあつては都道府県の教育委員会は、その事業又は行為の停止を命ずることができる。

2 前項の規定による法人の設置する公民館の事業又は行為の停止命令に関し必要な事項は、都道府県の条例で定めることができる。

(昭二八法二一一・昭六〇法九〇・昭六一法一〇九・令元法二六・一部改正)

(罰則)

第四十一条 前条第一項の規定による公民館の事業又は行為の停止命令に違反する行為をした者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又は三万円以下の罰金に処する。

(昭二八法二一一・昭六〇法九〇・昭六一法一〇九・一部改正)

(公民館類似施設)

第四十二条 公民館に類似する施設は、何人もこれを設置することができる。

2 前項の施設の運営その他に関しては、第三十九条の規定を準用する。

(略)

○公民館の設置及び運営に関する基準

(平成十五年六月六日)

(文部科学省告示第百十二号)

社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第二十三条の二第一項の規定に基づき、公民館の設置及び運営に関する基準(昭和三十四年文部省告示第九十八号)の全部を次のように改正する。

公民館の設置及び運営に関する基準

(趣旨)

第一条 この基準は、社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第二十三条の二第一項の規定に基づく公民館の設置及び運営上必要な基準であり、公民館の健全な発達を図ることを目的とする。

2 公民館及びその設置者は、この基準に基づき、公民館の水準の維持及び向上に努めるものとする。

(対象区域)

第二条 公民館を設置する市(特別区を含む。以下同じ。)町村は、公民館活動の効果を高めるため、人口密度、地形、交通条件、日常生活圏、社会教育関係団体の活動状況等を勘案して、当該市町村の区域内において、公民館の事業の主たる対象となる区域(第六条第二項において「対象区域」という。)を定めるものとする。

(地域の学習拠点としての機能の発揮)

第三条 公民館は、講座の開設、講習会の開催等を自ら行うとともに、必要に応じて学校、社会教育施設、社会教育関係団体、NPO(特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。)その他の民間団体、関係行政機関等と共同してこれらを行う等の方法により、多様な学習機会の提供に努めるものとする。

2 公民館は、地域住民の学習活動に資するよう、インターネットその他の高度情報通信ネットワークの活用等の方法により、学習情報の提供の充実に努めるものとする。

(地域の家庭教育支援拠点としての機能の発揮)

第四条 公民館は、家庭教育に関する学習機会及び学習情報の提供、相談及び助言の実施、交流機会の提供等の方法により、家庭教育への支援の充実に努めるものとする。

(奉仕活動・体験活動の推進)

第五条 公民館は、ボランティアの養成のための研修会を開催する等の方法により、奉仕活動・体験活動に関する学習機会及び学習情報の提供の充実に努めるものとする。

(学校、家庭及び地域社会との連携等)

第六条 公民館は、事業を実施するに当たっては、関係機関及び関係団体との緊密な連絡、協力等の方法により、学校、家庭及び地域社会との連携の推進に努めるものとする。

2 公民館は、その対象区域内に公民館に類似する施設がある場合には、必要な協力及び支援に努めるものとする。

3 公民館は、その実施する事業への青少年、高齢者、障害者、乳幼児の保護者等の参加を促進するよう努めるものとする。

4 公民館は、その実施する事業において、地域住民等の学習の成果並びに知識及び技能を生かすことができるよう努めるものとする。

(地域の実情を踏まえた運営)

第七条 公民館の設置者は、社会教育法第二十九条第一項に規定する公民館運営審議会を置く等の方法により、地域の実情に応じ、地域住民の意向を適切に反映した公民館の運営がなされるよう努めるものとする。

2 公民館は、開館日及び開館時間の設定に当たっては、地域の実情を勘案し、夜間開館の実施等の方法により、地域住民の利用の便宜を図るよう努めるものとする。

(職員)

第八条 公民館に館長を置き、公民館の規模及び活動状況に応じて主事その他必要な職員を置くよう努めるものとする。

2 公民館の館長及び主事には、社会教育に関する識見と経験を有し、かつ公民館の事業に関する専門的な知識及び技術を有する者をもって充てるよう努めるものとする。

3 公民館の設置者は、館長、主事その他職員の資質及び能力の向上を図るため、研修の機会の充実に努めるものとする。

(施設及び設備)

第九条 公民館は、その目的を達成するため、地域の実情に応じて、必要な施設及び設備を備えるものとする。

2 公民館は、青少年、高齢者、障害者、乳幼児の保護者等の利用の促進を図るため必要な施設及び設備を備えるよう努めるものとする。

(事業の自己評価等)

第十条 公民館は、事業の水準の向上を図り、当該公民館の目的を達成するため、各年度の事業の状況について、公民館運営審議会等の協力を得つつ、自ら点検及び評価を行い、その結果を地域住民に対して公表するよう努めるものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

● 公民館

○ 大

○ 三

○ 東

○ 北

○ 西部公民館

● 北部公民館

● 西部公民館

● 基津公民館

● 藤原公民館

● 小江公民館

● 府前公民館

● 東部公民館

● 三谷公民館

● 大塚公民館

● 形原公民館

● 西浦公民館

● 神ノ郷

● 竹島町

● 神明町

● 元町

● 竹谷町

● 形原町

● 西浦町

68-3819

57-2706

57-2398

【令和元年度 公民館生涯学習講座】

講 座 名	開設回数	受 講 者 延人数(人)
男の料理教室 蒲郡公民館	1	17
ポスター教室 蒲郡公民館	1	26
家庭料理教室 蒲郡公民館	1	25
干支ちぎり絵教室 蒲郡公民館	1	23
ハーブ講座 蒲郡公民館	1	25
手作りスタイ教室 小江公民館	1	16
男の料理教室 小江公民館	3	42
新府相公民館でワクワク大作戦 府相公民館	4	164
読み聞かせ 東部公民館	4	36
ちぎり絵教室 北部公民館	4	46
押絵教室 西部公民館	3	60
子ども工作教室 三谷公民館	1	21
ボールペン字教室 三谷公民館	2	26
そば打ち教室 三谷公民館	1	24
寄せ植え作り教室 三谷公民館	1	28
料理教室 塩津公民館	2	19
正月寄せ植え教室 塩津公民館	1	18
スワッグ作り 大塚公民館	1	12
「親子そば打ち」体験 大塚公民館	1	21
男の料理教室 大塚公民館	1	12
親子料理教室 大塚公民館	1	17
クリスマスリースづくり 大塚公民館	1	14
万葉集を楽しむ入門 形原公民館	4	119
親子クッキング教室 西浦公民館	1	9
木工教室 西浦公民館	3	26
ハーバリウム教室 西浦公民館	2	33
ガーデニング教室 西浦公民館	2	40
アロマワックスサシェ教室 西浦公民館	1	20
計 (28 講座)	50	939

蒲郡公民館 教室・クラブ一覧

No.	教室・クラブ	会費	活動日	時間	使用する部屋	備考
1	囲碁教室	年 500	毎週(土)(日)午後	13:30~17:00	和室大	
2	蒲郡民謡教室	月2,000	第1・3(火)夜	18:30~20:30	ホール1・2	
3	民踊教室	月2,500	毎週(火) 午前	10:00~12:00	ホール1・2	実費別
4	茶道教室	月3,000	毎週(木) 午後	13:00~16:00	和室大・小	実費別
5	蒲郡女声コーラス	月1,800	毎週(木) 午後	13:00~16:00	ホール1・2	
6	老人カラオケクラブ	月 300	毎週(水) 午後	13:00~16:00	研修室	
7	洋裁・手芸教室	1回500	第1・3・4(火)午前	10:00~12:00	研修室・ホール3	実費別
			毎週(木)午前	10:00~12:00	研修室	
8	写真教室	無 料	第2(土) 夜	19:00~21:00	研修室	
9	元気モリモリ蒲郡 (体操)	月1,500	第1・2・3(水)午前	9:30~11:00	ホール1・2・3	
			第1・2・3(金)午後	13:30~15:00	ホール1・2	
10	歴史地名研究会	年1,000	第2・4(水)午後	13:30~15:30	和室大	入会金 1,000円
11	ちぎり絵 恭和会	月1,500	第2・4(火)午後	13:30~16:30	ホール3	実費別
			第2・4(木)午前	9:00~12:00	ホール3	
12	悠々クラブ (社交ダンス)	月2,000	毎週(水)午後	13:30~16:00	ホール1・2・3	
			毎週(土)夜	19:00~21:00	ホール1・2	
13	卓球クラブ	無 料	毎週(木)(土)午前	9:30~12:00	ホール1・2	
14	源氏物語を読む会	年1,000	第1・3(水)午後	13:00~16:00	和室大	実費別
			第2(火)午後	13:00~16:00	研修室	
15	2011年の会 (パソコン習得)	月1,500	毎週(金)午後	13:30~15:30	研修室	実費別
16	カラオケ同好会	月1,000	毎週(日)午後	14:00~16:00	研修室	実費別
17	ちりめん細工教室	1回500	第4(火)午後	13:00~16:00	研修室	実費別
18	手あみサークル	月2,500	第1・3(土)午後	13:00~16:00	研修室	
19	コカリナ アンサンブル ドルフィン	月2,000	第2・4(水)夜	19:00~21:00	研修室	
			毎週(金)午後	15:30~17:00	ホール3	
20	文協短歌教室	年200	第4(木)午後	13:30~16:00	研修室	実費別
21	実用書道	半年5,000	第1・3(水)夜	19:30~21:00	ホール3	実費別
22	夏日短歌会	無 料	第3(日)午後	13:30~15:30	更衣室	

23	古代史研究会	年1,000	第1・3(木)午後	13:30~16:00	研修室	実費別
24	写真集団「雲」	年12,000	第2(金)夜	19:00~21:00	研修室	入会金 1,000円
25	蒲郡菊の会	年3,000	第1(水)午前	9:30~11:00	研修室	4~11月
26	蒲郡すこやか ダンスクラブ	月2,000	毎週(火)午後	13:00~15:00	ホール1・2	
27	蒲郡吟友会(詩吟)	月1,000	毎週(火)午後	13:00~17:00	和室大	
28	楽楽サロン	無 料	第3(金)午前	9:00~12:00	調理室・和室	実費別
29	土筆の会(書道)	月2,000	第1・3(木)午前	9:00~12:00	ホール3	
30	花水木短歌会	年1,200	第2(土)午後	13:00~16:30	研修室	実費別
31	コスモスのつどい	無 料	第2(木)午後	13:00~15:30	研修室	高齢者の つどい
32	スポーツウエルネス 吹矢 蒲郡翼	月1,000	第1(金)午前 その他レッスン日有り	9:00~12:00	ホール1・2・3	
33	リフル(パソコン)	無 料	毎週(水)午前	9:30~11:30	研修室	
34	墨佳会(水墨画)	年16,000	第1・3(金)夜	19:00~21:00	ホール3	

お問い合わせは蒲郡公民館まで ☎69-1288